

鳥取市地域生活支援拠点等整備事業のご案内

地域生活支援拠点等整備事業は、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、コーディネーターを軸とした関係機関が連携し、障がいのある方やその家族の生活を地域全体で支える仕組みのことです。

緊急時に備えた短期入所施設の体験の機会・場の提供や緊急時における相談支援の実施及び短期入所を活用した受入れ調整等を行います。

①緊急前支援

障がいのある方の状態や周辺の状況等をコーディネーターが面談により聞き取り、緊急時に備えた障害福祉サービス等の調整を行います。



②緊急時支援

緊急時、コーディネーターが相談支援や短期入所施設の受入れ調整等を行います。



③緊急後支援

短期入所施設等から地域での生活に戻るために必要な障害福祉サービス利用の組合せ等、これからの暮らしをサポートする体制づくりを支援します。



事前登録が必要です

緊急時に備えて個々の事情に応じた支援を行うため、事前登録をお願いします。障がいのある方で本人の基本情報を提供していただくことにより、緊急時の迅速な対応が可能となります。

登録を希望される方は、下記相談窓口までお問い合わせください。コーディネーターが個別に聞き取りをさせていただきます。

【対象者】以下の①～③の要件すべてに該当する方

- ①鳥取市内在住の在宅で生活する方（※単身生活者を除く）
- ②障害福祉サービス・障害児通所支援を利用できる方
- ③ご家族の急病等、ご本人の状況変化等の緊急時の支援が見込めない方

【相談窓口】

鳥取市地域生活支援拠点等整備事業コーディネーター（社会福祉法人鳥取県厚生事業団）

☎0857（59）6036

※鳥取県東部圏域の相談支援事業所を利用されている方は、そちらへご相談ください。

地域生活支援拠点等整備事業の登録に関するQ&A

Q 登録すると、どんなメリットがあるの？

A この事業への登録は、自宅で障がいのある方を介護しているご家族が、急病や事故などによって介護できなくなった場合に、障がいのある方の生活を支えるために必要な備えをコーディネーターと一緒に考えて考えます。

Q 登録を考えているけど、障害者手帳を持っていないし、障害福祉サービスも受けたことがありません。どうしたらいいの？

A 障害者手帳の取得や障害福祉サービスの利用をお考えの場合は、鳥取市障がい福祉課（☎0857-30-8218）にご相談ください。

Q コーディネーターって何？

A この事業では、鳥取市から委託を受けた社会福祉法人がコーディネーターを務めます。コーディネーターは、相談支援専門員の資格を有しており、緊急時の行き先探しや今からできることなど、不安の解消に向けて支援します。

Q 緊急時の支援ってどんなことをしてくれるの？

A 介護されているご家族の方に緊急事態が発生し、残された障がいのある方が単独で生活を維持できない場合などに、それまでの備えに基づいてコーディネーターが短期入所施設等の受入れ場所を手配するほか、受入れ先で円滑な支援を受けるための情報提供等を行います。

円滑な支援を受けていただくため、事前に短期入所施設等の体験利用を行っていただき、障がいのある方と施設とのマッチングを図ります。

（短期入所施設の利用等の障害福祉サービスの利用については、実費負担があります）

Q 個人情報を守られますか？

A 鳥取市はもちろん、市から委託を受けたコーディネーターも職務上知り得た情報に関する守秘義務を負っています。登録時や面談等の際に得られた個人情報は、市が適切に管理を行います。

Q 相談支援専門員をつけているけど、コーディネーターとの関係は？

A この事業に登録されたことを相談支援専門員と共有し、緊急時に備えた障害福祉サービスを利用計画に組込むなど、両者が連携・協力していきます。